

作業環境測定を行うべき作業場		測定			
作業場の種類（労働安全衛生法施行令第21条）		関連規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年
※1	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則26条	空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7
2	暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度およびふく射熱	半月以内ごとに1回	3
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590・591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3
4	坑内の作業場 イ 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則592条	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回	3
	ロ 28℃を超える作業場	安衛則612条	気温	半月以内ごとに1回	3
	ハ 通気設備のある作業場	安衛則603条	通気量	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空調設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則7条	一酸化炭素および二酸化炭素の含有利率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回。但し、気温及び相対湿度が一定の範囲にある場合等は、室温および外気温、相対湿度については、一定の季節ごとに3ヶ月以内ごとに1回とすることができる。	3
	室の建築、大規模の修繕または大規模の模様替えを行ったとき	事務所則7条の2	ホルムアルデヒドの量	その室について、これらの工事が完了し、その室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回（平成16年6月30日から施行）	-
6	放射線業務を行う作業場 イ 放射線業務を行う管理区域	電離則54条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回	5
	ロ 放射性物質を取り扱う作業室	電離則55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
	ハ 坑内の核燃料物質の探掘業務を行う作業場				
※7	特定化学物質（第1類物質または第2類物質）を製造し、または取り扱う屋内作業場など	特化則36条	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3 (特定の物については30年間)
※8	令第21条第7号の作業場（特定石棉等に係るものに限る）	石棉則36条	特定石棉の空気における濃度（注）「特定石棉」とは、令第6条第23号イに掲げる物（石棉（アモサイトおよびクロシドライトを除く））	6月以内ごとに1回	30
※9	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3
※10	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度	作業開始前ごと	3
			第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素および硫化水素の濃度	作業開始前ごと	3
※11	第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を製造し、または取り扱う業務を行う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3

注）表中の赤字は指定作業場を、※印は作業環境評価基準の適用される作業場を示す。